

環境福祉常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。
平成23年12月12日（月） 午前10時00分
- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。
委員長 松元 深 君 副委員長 田代 昇子 君
委員 前島 広紀 君 委員 有村 隆志 君
" 新橋 実 君 " 池田 守 君
" 今吉 歳晴 君 " 前川原正人 君
- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。
なし
- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。
議員 宮本 明彦 君 議員 植山 利博 君
- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。
生活環境部長 平野 貴志 君 保険年金課長 小野 博生 君
生活環境政策G長 萩元 隆彦 君 国民健康保険G長 安栖 賢一 君
生活環境政策G主査 石神 幸裕 君 生活環境政策G主任主事 岩元 克磨 君
国民健康保険G主任主事 川野 洋也 君
税務課長 満留 寛 君 市民税G長 松下 昭典 君
税務課市民税Gサブリーダー 谷山 一治 君
収納課長 川崎 秀一郎君 収納第1G長 有村 和浩 君
収納第2G長 吉留 道幸 君 収納第3G長 谷口 隆幸 君
収納第2Gサブリーダー 齊藤 学 君

保健福祉部長 宮本 順子 君 保健福祉政策課長 花堂 誠 君
長寿・障害福祉課長 西 哲郎 君 健康増進課長 森 多美子 君
保健福祉政策G長 新窪 政博 君 長寿・介護G長 住吉 謙治 君
子育て支援推進室長 平原 敏郎 君 健康増進課主幹 安田ゆう子 君
保健福祉政策G主査 野崎 勇一 君 長寿・障害福祉課主査 末松 正純 君
保健福祉政策G主任主事 秋丸健一郎 君
- 6 本委員会の書記は次のとおりである。
書記 吉村 祐樹 君
- 7 本委員会の付託案件は次のとおりである。
議案第73号 霧島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
議案第76号 霧島市こども発達サポートセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
議案第79号 指定管理者の指定について
 (牧園福祉給食センター、隼人老人給食センター、福山老人給食センター)
陳情第21号 「すべての国保加入者に保険証を交付することを求める」陳情書
- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開会 午前10時00分」

委員長 松元 深 君

ただいまから、環境福祉常任委員会を開会します。本日は、去る12月6日の本会議で本委員会に付託されました議案3件、陳情1件の審査を行います。本日の審査はお手元に配付しました次第書に基づき審査を行いたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

〔異議なし〕という声あり〕

ご異議がないようですので、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時01分」

「再開 午前10時02分」

休憩前に引き続き会議を開きます。2名の議員から傍聴の申し出がありましたので、許可いたします。早速、審査に入ります。まず、陳情第21号、「すべての国保加入者に保険証を交付することを求める」陳情書について、陳述人から陳述内容の説明をお願いします。

霧島市社会保障推進協議会 小倉 靖彦 氏

私ども霧島市社会保障推進協議会で今回陳情書を提出させていただきましたが、私どもの団体は、1998年に準備会を発足して、市民の医療福祉を中心とする社会保障の充実を求めて活動する団体でございます。現在、原口耳鼻咽喉科の原口先生を会長、それから国分生協病院の吉見医院長を副会長に構成しております、この間、特に国保問題ですね、国保税の引き下げ問題を中心に運動を進めてまいりました。ご承知のとおり2009年、平成21年に議会で引き下げの陳情を採択していただきまして、2010年度、平成22年から引き下げ措置をとっていただきました。今年2年目になっていますが、これは時限立法ということもございまして、引き続き国保税の引き下げを求めたいということと、それから一番大きなもう一つの柱として、資格証明書の発行問題がございまして、この間市長懇談会とか、当局の方との懇談会も重ねておりまして、なかなか難しい問題ではございますが、やはり保険証というのが、まさに命を保障する最大の物なんですよね。ご承知かと思いますが、資格証明書というのは国保税の加入の資格を持っているというだけの証明書でして、病院に窓口にかかっても、当然、当日全額自分で負担しないといけないということになっております。お分かりのとおり、なかなか国保税が納められなくて資格証明書になっているわけですけれども、そういう方がじゃあ窓口で10割負担できるかという、保険料、国保税もなかなか負担が大変な中ですね、窓口の10割負担というのは、いわば受診できないに等しいことになっております。ちょっと話はあれですが、この間の市の担当部局の方たちとの懇談会の中でも明らかになっておりますが、今年、若干ですが国保税の収納率が若干上がったと。まあ0.何%ですけれども上がっております。これはいろいろ当局の方のご努力のことも当然ございますが、やはり多少なりとも国保税が引き下げられたというのも影響しているんじゃないかなと私どもは考えております。ですから、決して悪意で国保税を納めていないというわけではなくて、納めたいという気持ちがあるんですけども、実際経済的な問題だとかを含めて納めきれなくてというのが実態だろうと思うんですよね。だから少しでも納められる保険料になれば、誰もが税を納める意思があるんだということを裏付けられるんじゃないかなと私どもでは考えております。ぜひ、今回4,300筆余りの市民の方たちのそういう思いを込めた署名を集めさせていただいて、陳述させていただいておりますので、国保税の引き下げと、それから資格証明書じゃなくて、やはり保険証を全員に交付していただくことをぜひ実現をしていただくためにご審議いただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。簡単ですが、以上です。

委員長 松元 深 君

ただいま、陳述内容の説明が終わりました。これから陳述内容についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 前川原 正人 君

2、3お聞きしておきたいと思えます。今陳述人の説明の中で今までの経過、いわゆる2009年の国保税の値下げを、一般会計から繰り入れをいたしまして、当時2009年度で国保税が大体所得255万円、4人家族の平均値で大体45万9,200円と。これが2010年度、43万2,700円ということで国保税値下げで負担が大分低くなったということがこれまでの経過であるわけですけれども、私自身は国保税はまだ高いという認識を持っているんですけれども、この陳情書の中にあります、短期保険証、資格証明書による受診抑制という点では、やはりお金がないので国保税を払えない、払えなければ資格証明書が発行される、病気になっても10割負担ということで、悪循環というふうにもうなっていくという、そういう懸念があるわけですけれども、具体的に見たときに、大体医療生協の中でのそういう事例というのがどの程度発生をしているのかですね、分かる範囲内でご説明をいただければと思います。

霧島市社会保障推進協議会 小倉 靖彦 氏

実際に、今前川原議員から言われたとおり、実際は窓口10割負担ということになると、もうその時点で受診抑制がかかってしまっているというのが実態だと思うんですね。毎年こういう説明会で申し上げるんですけども、それこそ、実際に救急で運ばれてくるぐらい病状が悪化して病院に運ばれてくる方というのが、国保のその資格証明書の方が年に1人が2人です。実態としてはですね。それは本当にもう救急車で運ばれるぐらい重篤な状態になって運び込まれるというのが今の現状です。頻繁

に窓口に来られて資格証明書を提出されてという患者さんは、ほとんどいないに等しいです。言われるとおり、だからもうその時点で病院にかかるのを抑制させられているというのが実態ではないかなと思うんですね。だからご承知のとおり、国保税に実際その加入資格がありながらというか、例えば退職された、それから職場を何らかの都合で辞めざるを得なくて辞められて、国保に移らないといけないけども手続きしてない方の実態が把握されていないのと同じように、実際その資格証の発行件数については当局の方からお伺いしておりますけども、その方たちが実際どのくらい受診されているところまでではできなくて、現状では非常に重篤な状態で年に1、2名そういう形で運ばれてくるというのが実態かと思えます。

委員 前川原 正人 君

それともう1点、先ほどおっしゃった、その国保税の値下げを2009年にやられまして、それでも高いという状況は否めない状況ではあるんですが、先ほどおっしゃった国保税の滞納者も、年々、今まで増えていたのが、少しずつ収納率も上がってきたというようなことも、前、10月1日にこれは出前講座でしたか、そのときにも資料もいただいて見せていただいたわけですが、やはりそのことというのは、やはり払いやすいという状況を行政自らがつくっていくということで、滞納を少しでも防ぐ、払いやすい金額になると病院にも行きやすくなるという、やはりそういう環境を行政、これは保険者は市町村ですので、そういう責任があるというふうに認識しているわけですが、やはりそういう理解でよろしいということになりますか。

霧島市社会保障推進協議会 小倉 靖彦 氏

今前川原議員のおっしゃったとおりで、私どももそのように考えておりました、繰り返しになりますが、決して悪意で保険料を納めてないというわけではなくて、納めたいんだけども収入が減っているとかないとか保険料が高いと。ご承知のとおりまだ県内でも高いほうから6番目とか7番目の保険料だと思うんですね、現状でも霧島市はですね。それを少しでも下げることで納めやすくなると。滞納が防げるということで考えておりますので、ぜひそういう理解をしていただけたらと思います。

委員 新橋 実 君

この陳述事項の中に、「すべての国保加入者に保険証を交付すること」と「国保加入者が支払い可能な保険料にすること」となっているわけですが、これについて保険料はどれくらいにしてほしいというようなことを考えてらっしゃるのか、まずそこをお伺いします。

霧島市社会保障推進協議会 八ヶ代 亘 氏

霧島市民になってちょうど2年になるんですけども、名古屋のほうからこちらの越してきて、本当にびっくり仰天というか、鹿児島弁で言えば、ひったまがったというか、霧島市から保険料が送られてきまして、名古屋の場合大体年間20万くらいの、もちろん定年になって社会保険があって、それが切れてから国保に入ったんですけども、そのあれが名古屋市の場合20万弱でした。霧島市では40何万というのが来て、それでびっくりしまして、霧島市民の人は本当によく生きよくないなというくらいの、そういう感じもしまして、今度は嫁さんのほうが去年一緒に入って2人になったんですけども、1期で6万いくら、9期だから54万でしょうか。だから今全国的に国保の問題が大問題になってまして、構造的な問題があるかと思うんですけど、7割以上が年収300万以下の人がそうですよね。だからそういうことを考えますと、僕らも現役のころは社会保険は事業主負担が5割ありますので、大体毎月ですけど1万5,000円前後給料から天引きされるわけですよ。だから年間18万くらいですかね。そういうことを考えますと先ほどのあれですけど、やはり18%から20%の負担というのはあまりにも、支払い能力の限界を超えていると言いますか、こういう経済状況の中でね。だから本当に食べるものは食べなくて、なんか命も削ってというか、ちょっとオーバーかもしれないけど、先ほど小倉さんからありましたけど、医者に行きたくても行けない、50何万払ってるんだからしょっちゅうそれを使って行けばいいじゃないかというんだけど、保険だから、万が一の中に保険に入ってるんだけど、使えばいいじゃないかと言うんだけど、実際50何万払ってるんだけど、実際行けば窓口でまた3割負担取られますよね。だから僕も生協病院にコレステロールがあれでかかっているんですけども、診察をして窓口で二千いくら払って、それから隣の薬局のほうに行くと、そこでまた二千いくらかかって、だから1回行きますとまた3,000円か4,000円取られますよね。50何万何のためにこれ払ってるのかなっていう、そういう思いがあるんですね。だから今結構定年で、僕ら団塊世代ですけども、

定年でよそから、東京とか大阪から帰ってきて、この間も同窓会をやりましたけど、西村さんも見えてましたけど、そこでもそういう話題になったんですよね。帰ってきた人が何でこんなに高いのかと。よそから帰ってきた人は本当にこれは実感すると思うんですね。倍以上ですのですね。だから社会的に一番弱い人が国保に入ってますので、ぜひその辺を考えていただいて、僕は10%を超えたら大変きついんじゃないかなということを実感しております。

霧島市社会保障推進協議会 伊藤 レイ子 氏

保険料が払えてない、払ってないんじゃないかと払えてない人で、今脳梗塞がすごく増えてるんですよ。それで今生活保護の受給者も多いっていうふうになっているんですけど、やっぱり社会保障が充実していないというのが一つは大きな原因じゃないかと思うんです。例えば、以前は医療費は窓口ゼロでしたよね。保険料は少々高くても窓口で払うのがゼロになれば、またかかれるのかなと。私も98年からこの協議会に参加してるんですけど、その中でいろいろな相談を受けるんですけど、脳梗塞で倒れて、保険証がなくて救急車で運ばれて、もうそれは仕方がないから生活保護に移行するしかないっていうので半身不随にもなりましたが、だからそういう事例もたくさんありますので、払える保険料で、国の交付金がカットされたっていう大きな原因はあると思うんですけど、ぜひ国にも交付金を元に戻してほしいという要望もしてほしいし、ぜひみんなで支え合う、本当に医療のセーフティネットですよ、国保というのは。皆さんが最後は国保になるわけですので、やっぱり払いやすい保険料を、長野市なんかは所得の9%ですよ。霧島市は18%から20%ってなると、約2倍の保険料を払うわけですので、ぜひその辺も考慮していただいて、よろしくお願いします。

霧島市社会保障推進協議会 続 博治 氏

私のほうからも少し説明させていただきたいと思います。国民健康保険というのは確かに税金という方式をとってますけれども、基本的には保険料だと思うんです。であれば、払える保険料にすることがまず第1点じゃないかと。その額がいくらなのかというのは、この地域の所得に応じて10%にするのか、あるいは10%以内にするのかというのは、その中で考えていくということによって払える保険料にすることができるんじゃないかなというふうに思うんです。ですから先ほど八ヶ代さんのほうからありましたように、協会健保の場合は事業主負担がありますから、大体18万から20万以内に本人負担は収まるんですね。ところが国民健康保険の場合はその倍になるということになります。それでこの間私たちが相談を受けている中で一番困っているのは何かというと、保険料を納入するときに、保険料だけではなくて、住民税や市民税や所得税や諸々のものが一挙に重なると、そのときに払う金が10万を超えるんですね。そうすると、収入は10万ちょっとしかないのに払う金が10万出ていくとなると、生活ができないという形になりますよね。ですから、そういうときにもうちょっと払える保険料にしてもらうと、日々の生活の中でやり繰りができるんじゃないか。今を見てみると、どうも日々の生活をやり繰りするのが大変だというのが実はあるんですね。ですから滞納したくなくても滞納せざるを得ない状況に追い込まれている現状があるということをぜひご理解いただいて、そのためにどうしたらいいのかということころは、一つは、生活困窮者の実態をどう捉えるかというのが一つありますよね。それと先ほどありましたが、市の担当者の方と懇談する機会がありましたが、その中で私たちが言った中にあるのは、実は、保険証を持たない無保険者というのがいますよね。もう保険料のお金を払うよりも、何か病気になったときに病院に行って10割負担でやったほうがいいのかということで、保険証そのものをもう作らない人たちがどれくらいいるかということの実態を把握しているかといったら、まったく知らないということでした。これは全国的にそうなんです。もう無保険者の人たちが出てくる可能性が高い。そうすると、国民皆保険といってる保険制度そのものが崩壊する可能性がありますよね。ですから社会保障としての国民健康保険というのが位置づけられてるのであれば、それをどういうふうにしきんと制度化して提示していくのかということを考えてときに、やっぱり無保険者を作らないためにどうしたらいいかということもぜひ考えていただきたい。その実態を把握していただきたい。その中で、行政としてやれることは何なのかとこととていうと、税をかけるところと収納するところと実際に対応するところの三つの部局が、それぞれがちゃんと連携を取れているかということ、なかなか取れてません。ですからぜひ連携を取っていただく中で、生活困窮者であれば生活実態を見ながら生活保護の申請をきちんとやっていくとか、あるいは国民健康保険の44条という一部負担の減免がありますよね、それらもきちんと対応していく。その実態がどれくらいあるかといったら、44条による一部負担金の減免の件数というのは、年間2件か3件しかないということなん

ですね。そういう制度がありながら、その制度も活用されていないという実態がありますから、実は国民健康保険の中では救済というか減免の制度というのは割と用意されているわけじゃないですか。それを市民の方にきちんと徹底していきさえすれば、収納率も上がっていくだろうし、もう少し滞納者の状況、あるいは資格証明書とか短期証明書を発行する件数も減っていくんじゃないかなと思うんですね。そういったのをやっていく中で、ぜひ、私たちはそういう趣旨で今回の陳情書を出しておりますので、ぜひご理解いただいでよろしくお願いたしたいと思ひます。

霧島市社会保障推進協議会 平山 栄雄 氏

神戸から来てちょうど10年ほどになるんですが、一番びっくりしたのが皆さん人間がいいということと、子どもさんたちもあいさつするし、対向車が来てもよその土地に入って避ける、本当にいい人ばかりだと思ひてます。ところが今言っているような健康保険の問題なんかになると、初めてというか、こういうような霧島という有名なところが、一般の人がこれだけ苦しんでいるんだということを知りました。これは、私たちがこういうふうに申し上げる前に議員さんのほうで、ぜひそういうふうな困っている人たちを助けると、実際に資格証を発行しないところもたくさんありますよ、日本中に。だから、僕らが言う前に議員さんのほうでそういう国民を助けるというようなことを、ぜひ議論していただいで、引き下げていただきたいと、このように考えています。

委員長 松元 深 君

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第21号の陳述内容に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時22分」

「再開 午前10時30分」

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第21号について、執行部から現状等の説明を求めます。

生活環境部長 平野 貴志 君

陳情第21号、「すべての国保加入者に保険証を交付することを求める」陳情書について、ご説明申し上げます。まず、本市国保事業の現状につきまして、平成23年11月末現在で被保険者数31,273人、世帯数18,574世帯となっており、本年3月末の被保険者数30,918人、世帯数18,329世帯と比較いたしますとそれぞれ355人、245世帯増加しております。また、平成22年度決算における保険給付費は、約93億1,165万円で前年度と比較し、1億8,620万円、2.0%の増となっており、歳出全体に占める割合は、69.5%となっており、毎年度増加してきております。一方、国保制度を持続的なものとしていくためには、被保険者の健康の保持増進を図り、疾病の予防、疾病の早期発見・早期治療を促進し、ひいては適切な医療を受けることにより国保運営の適正化を図るため、人間ドック費用の一部助成など保健事業を継続的に実施していく必要があります。また、特定健康診査事業として、健康の保持に努める必要がある方に、特定保健指導として動機づけ支援、積極的支援として、保健指導、栄養指導、運動指導などを行い、生活習慣の見直し等を支援していくことなども必要であります。そのほか、毎月の診療報酬明細書（いわゆるレセプト）の点検を行い、医療費の適正化に努めながら、一方、高額な療養費の支払いが困難な方々に対して、貸付を行い、被保険者の利便を図っていくことも必要であります。それでは、陳情事項の1点目、「すべての国保加入者に保険証を交付すること。」につきましてご説明申し上げます。本市では、保険税の納付に関して、災害その他政令で定める特別な事情もなく、訪問、電話及び文書等により、保険税納付を再三にわたってお願いをさせていただきましたものの、何らかの事由で一向に応じていただかず、その結果一年以上にわたり、滞納を続けられている方に対しまして、通常の国民健康保険証に代えて資格証明書を交付いたしております。現在の国民健康保険制度は、加入者の皆さんが相互扶助により地域医療を支え合う社会保障制度の理念に基づいております。このため、資格証明書の交付につきましては、保険制度の適正で健全な運営を図ることや課税対象加入者の負担公平性の観点から、その財源となる保険税の納付を主目的に行っており、今年11月末現在で352世帯404人に対して交付を行っております。一方、当該証明書を交付している場合でも、その後の状況等に応じて、資格証明書から短期の保険証へ切り替えるなど、必要に応じて実務面において弾力的な運用を行っております。現在の国保制度が相互扶助の精神のもと支えられております状

況から、国保税の納付の有無にかかわらず、すべての国保加入者に保険証を交付することは、本市の国保運営上から極めて困難であると考えております。しかしながら、実務的な観点からは、短期証の発行については弾力的な実務運用を行っておりますので、すべての国保加入者に対して保険証を交付することは、現時点では考えておりません。次に、2点目の「すべての国保加入者が支払可能な保険料にすること。」につきましてご説明申し上げます。先ほども申し上げましたが、現在の国民健康保険制度は、地域医療を相互扶助の理念の基に加入者が支えあうことを基本とし、その主な財源は、加入者の皆様からの保険料をはじめ、国の負担金や県補助金、支払基金からの交付金などで賄われており、保険料の額等の算定については、その地域の医療費に委ねられることとなります。本市におきましては、平成22年3月議会において、国保税の負担軽減を求める陳情書が採択されたことなどを重く受け止め、国保加入者の負担軽減を図るため、平成22年度から3年間の特例措置を講じているところであります。しかしながら、現在、基金残高もほとんどなく非常に厳しい運営状況にありますので、今後、国民健康保険税につきましては、特例措置期間満了後の対応も含め、今後の運営適正化を図っていく必要があります。以上のような状況を踏まえ、現在、元気な市民づくりを目指して、引き続き、保健事業に積極的に取り組むとともに、適切な医療の提供、適正な医療費を促進しながら、更なる適正な制度運営を図るため、「霧島市国民健康保険健全化計画」を策定することとしており、地域医療を支える適正な保険制度運営に取り組んでまいりたいと考えております。

委員長 松元 深 君

ただいま、現状等についての説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

委 員 前川原 正人 君

2、3お聞きしておきたいと思います。今説明されたわけですがけれども、今回の陳情書は、すべての国保加入者に保険証を交付することを求めるということが主題でございまして、お聞きをしたいのは、2009年、一昨年でしたか、国民健康保険税を大体1世帯あたり収入で255万円、これは4人世帯の標準家族で試算をした場合ですがけれども、その国保税を値下げをする前が45万9,200円と、そして一般会計から大体1億4,000万円を繰り入れまして、値下げをして、そしてそれなりの努力をされた経過がありますけれども、今回国保税の値下げをした結果、滞納者がどれくらいの状況といたしますか、減ってきたのかですね、数字で見たときにどうなのかお示しいただけますか。

収納課長 川崎 秀一郎君

数字でということですがけれども、滞納者自体が毎年同じ人ではありません。新しく入ってきて滞納者になれる方もいますので、その詳しいことは分かりませんが、一般会計からの繰り入れによって税率を下げたことにより滞納者が減ったかと言われれば、収納率自体は確かに分母の調定分が減っていますので、少しは上がっています。それと22年度からコンビニ収納を入れたということ、少しは上がっています。だけどそれが下げたことによる影響であるかどうかの分析はしておりませんが、おそらくそんなに影響はないものだと思います。というのは、納めていらっしゃる方は、いろいろ中を見ても見るんですけども、ほぼ毎年合併前から同じ人です。そういう状況ですので、確かに少し下がって納められた方も、分納の手続きなどをされた方もいらっしゃるかもしれませんが、下げたことが原因で滞納者が減ったという、影響はほとんどないというふうに考えています。

委 員 前川原 正人 君

直接的には、なかなか状況というのが全部を把握しなさいというのは確かに難しいわけですね。しかし今おっしゃるように、納めやすいというのは金額的な部分と、物の部分と質の部分があると思うんですね。ですから今おっしゃるような、ややもすると行政の敷居が高いものだから行きにくいと。行きにくいものだからそれをコンビニ収納にするなり、振り込みができるように、どこでもできるようにしたという点では納めやすいという、そういう理解でよろしいわけですね。

収納課長 川崎 秀一郎君

役所に来るのが敷居が高いということと、コンビニ収納をしたということは全然関係ないのですが、いらっしゃる方はもういらっしゃるということなんですよ。だから、とにかくコンビニ収納をしたことによって銀行とかに納付に行けないということで、納期内納付ができなかった人が、納期内に結構入ってきたと。前の決算審査のときにもお話ししたんですけども、督促状が1割減っています。国保に関わらず全体的にすべて市税を含めて減っていますので、その分に関しては納めやすくなったということはあると思います。だけど、それが市役所に来づらいのがそっちのほうに

影響しているかというのは、それはちょっと別な問題だと思います。

委員 前川原 正人 君

それと、先ほどのこの口述の中で、電話及び文書等によって国保税の納付を再三にわたってお願いをさせていただいたと。その理由というのは人それぞれありますので一概には言えないんですけども、この結果1年以上にわたって滞納を続けられている方に対して、国民健康保険証に代えて資格証明書を交付しているということでありまして、被保険者の実態把握という点では、訪問とか、例えば機械的な1年以上、いろんなケースがあると思うんですね。生活困窮による支払困難者がいらっしやったり、または払えるんだけれども、悪い言い方をすると悪質滞納者と言いますか、払えるんだけれども、故意に払わないという方たちもいらっしやると思うんですが、その辺の会話と言いますか、対話と言いますか、例えば訪問をするとか、そういう努力はされていらっしやるんですか。

収納課長 川崎 秀一郎君

特別に国保税だけが滞納だということで、その人を訪問するということはないんですけども、やはり市税も含めて滞納者は訪問に行くと。だけれども結構会えない方が多いと。委員もご存じのとおり督促から始まって、催告などずっと行きます。それで反応がない方はもう納められないわけですね。それで相談とかにいられた方は分納とかの手続きをされますので、1回入れられるんですね。そうすれば1年以上にわたり滞納を続けているというのが、ここで解けるわけですね。だから、とにかく相談にいられた方に関して資格証明書である方は短期証明書に替えていくということをしていきます。それと、催告をずっと出してどうしようもならない方に関しては滞納処分になるわけですが、その中で財産調査を行います。それでどうしても所得がなくて納められない方に関しては、一応短期証のほうに切り替えるということにしています。そういう状況です。

委員 前川原 正人 君

要するに、いろんな事情があるわけじゃないですか。例えば、ほかの県、ほかの市町村からリストラなりで実家に帰ってきたと、やはり一つの世帯だとするならば、例えば住民票の異動をしますよね。そして国保の手続きも普通はしますよね。でも高い安いということをなかなか言えない部分、その人の所得にもよるんでしょうけれども、要は、私の経験では、国保は高いから国保の加入申請はもうしないというのもお聞きをしています。結局それをしないものだから、前年度所得に対する、例えば減免制度も受けることができない、日にちが経ってしまうと、実際そのときに申請をしないものだから、それも滞納処分として処理をされていく。悪循環になっていくと思うんですね。1市6町合併をして私は福山町の出身になりますけれども、実際法定減免にしても2割軽減ですかね、法定の。それなんかも全部役所の職員が、あなたはこういう減免の対象ですので、来れないんだったら役所から職員が行って、書けないんだったら代筆をして、そして印鑑を押してということで、そこまでケアしていたんですよ。だから大きくなってしまってもどうしても人数の関係だとか、いろんな業務の関係でなかなか難しい部分もありますけれども、そういう努力というのはされてはいないんですか。一概にもう1年以上ということで、すべて機械的にやっているということになるんですか。

税務課長 満留 寛 君

現在は法定減免である7割、5割、2割減免については、もう自動的に減免しておりますので、出向くということはありません。

委員 前川原 正人 君

しかし、法定減免の部分はそうだとすると、要は滞納が進んでいくと、今度は滞納に関わる延滞金とか、それもどんどんかさばっていくわけですね。悪循環になっていく可能性は十分あると思うんですね。だからその実情をどこまで把握するのかというのが大事だと思うんです。だからこれを機械的にもう1年以上なので、確かに課長がおっしゃるように、いきなり資格証明書じゃなくて短期保険証で、まずは文書で催促をする、そしてずっとやっていくんですけども、そこでただ文書だけではなくて、本当の意味でのその被保険者の世帯の部分の現状把握というのをされていらっしやるんですか。

保険年金課長 小野 博生 君

今の現状の話をさせていただきますと、滞納をされますと、まず催告書なりそういう文書がまいります。それ以外に、例えば収納のほうでも訪問にも回られたり、あるいは電話でのお願い等も行っているところなんです。それでもなかなか応じていただけない場合こちらのほうからさらに文書で、特別な

理由がある場合には市役所のほうにこの文書を出してくださいというふうをお願いをしております。それで出てこられる方につきましては、特別な理由がある場合には資格者証ではなくて短期証のほうに切り替えをしていくという形になります。それでもない場合には、今度はそれに対して資格証明書という形になりますので、本人が10割負担の形になります。そうなれば本人が不利益を被りますので、そういう場合には行政手続き上、どうしても弁明の期間を与えなければならないというのがございます。ですので弁明の期間を約10日間もうけておりますが、それを出してくださいというふうにしております。それでも出てこない場合に資格者証を出しているという状況です。そして先ほども言いましたが、ただし、その後やはり相談に来られる方はいらっしゃいます。であれば、その時点で状況に応じて資格者証から通常の短期証のほうへの切り替えも随時やっているということでございます。

委員 前川原 正人 君

それと、以前10月の段階で出前講座ということで参加をさせていただいたことがあるんですが、当時、社会保険から離脱をした場合には、普通、通常国保に替えていくのが本来の姿だと思うんですね。要は今これだけ景気が悪くて、所得もなかなか上がらないで、それこそ毎日の暮らしが大変な中で、皆さん生活を送られているわけですが、特に、社会保険を離脱をされた方たちの理由とか、それも国保のほうに来ないと分からないわけじゃないですか。行政がすべて把握できる部分とできない部分とありますけれども、離脱をされた人たちの状況というのを、どういうふうに分析をされているんですか。

保険年金課長 小野 博生 君

現在の場合は、届出をしていただく形になります。というのが、これは法にも出ておりますが、そういう方が届出をして保険に加入するという形です。それで、こちらのほうとしては、それではその方の把握をするかということ、それは非常に厳しいということで、なかなかできないのかなと思っております。というのが、すべての市民を回らないといけない形になってしまいます。それは非常に難しい状況だと思います。

委員 前川原 正人 君

それと、とにかくなかなか窓口に来ないと、いわゆるワンストップサービスの部分がやはり必要だと思うんですね。まあ言ってみれば、一つのことをするのに市民課に行き、そして国保のほうに行きという形で、フロアはある程度一緒ですけれども、ワンストップですべてが終わるような、そういう仕組みというのも当然必要だと思うんですね。そうすることで、やはり話といいますか、対話ができないとその人の状況というのは分からないわけじゃないですか。実際よそでリストラにあった、帰ってきたけれども、もう国保が高いというのは聞いていたので、もう国保には入らないと。入らないからこそ今度は10割負担になる、10割負担になると病院に行くにも我慢しましょうと。我慢したときには重篤になってから運び込まれてというような悪循環が出ていくというような、そういう事例も私自身も存じ上げているわけですが、要は、やはり一番大事なのは安心して病院に行くことができるという制度設計というのを行政自らがやはり作っていくべきだと思うんですね。収納と課税とあるわけですが、その辺の連携がしっかりなっておけばですね、まだそういうことも防げると思うんですが、セーフティネットと言うんですかね、その辺についての考え方はどうなんでしょうか。

保険年金課長 小野 博生 君

例えば、よその市町村から市のほうに来られた場合、まず転入手続きをされます。その場合、必ず市民課のほうで、まず保険が何ですかというのを聞かれて、社会保険であれば保険年金課のほうには来られません。例えば辞められたとかなれば必ず保険年金課のほうに来ていただきます。保険だけではなくて年金の手続きもございますので、必ず来ていただきます。その中ですぐに保険税はいくらという相談もありますが、その場合は税務課との連携で仮で計算してもらおうという場合等もありますが、そして加入をほとんどしていただいている状況です。あるいは、人によってはすぐに社会保険に移るからという人もいらっしゃるようです。その方に対しても、やはりこれは保険ですので入ってくださいというような説明はしているところです。ですので高いからどうこうで入らないというのは、ちょっと私どものほうでは把握はしておりません。必ず手続きで入っていただいている状況だというふうに思っているところです。

委員 有村 隆志 君

少し論点が違うかもしれないんですが関連ですので、未納者の方で窓口に来られて3年分を分納し

て払うということで、現在自分はもう社会保険に入られたとしますよね。そうしたときに、素朴な疑問なんですけれども、前のときは保険料は高かったと、今下げているという形の中で、その滞納者の額というのは、今現在分割で払っていらっしゃるんですけども、それを減免するとかそういうものはないのか、子育て中で大変な中で二つ、社会保険も払いながら国保も払っているという場合、そういった特別な措置というのはございますか。

収納課長 川崎 秀一郎君

税務のほうも関連があるんですが、一応賦課した時点で税額は確定していますので、それ以降の減免というのはありません。だから今委員が言われたように、分納して、徴収を猶予するという制度があります。それが最高1年、特例で最高2年というのがあります。だからもう確定している分に関しては、もうそれで納めてもらうしかない。今社会保険であっても、そういう方も結構いらっしゃいます。国保にいるときに払わないでもう社会保険に入っているとかですね、手続きをされずに国保もずっとかかっているというのがありますので、だけどやはり社会保険に入った前月までは国保ということになりますので、その分に関しては給付を受けていなくても税金は払ってもらうという形になりますので、その減免という部分はないです。

委員 有村 隆志 君

ということは、確認なんですけれども、ダブったところからはもう取らないということですよ。

収納課長 川崎 秀一郎君

例えば12月で社会保険に入ったとなれば、国保は12月分はもらいません。入ってきた月はもらいますけれども、社会保険の保険者によっても違うのですけれども、なるべく月がダブらないようにというふうになっておりますので、重複してもらうということはまずないと思っております。

委員 有村 隆志 君

それでは、未納者がずっと払えないという状況が続いた場合に、それは税務的にはどう、3年とか5年、10年経って消すのか、不納欠損額で決算上は処分するんじゃないかと思うんですが、そこら辺のについてお示してください。

収納課長 川崎 秀一郎君

今多いのが法的に5年で時効がありますので、その分が一番多いです。それともうどうしても、こちらのほうで財産調査とかしていろいろして、もう払えないだろうというふうに調査結果が出た場合はもう執行停止をかけまして、3年ほどで落とすという処理を今しています。10年までというのはないです。5年で一応ほとんど、中でいろいろ手続きとか手がついていない方に関してはもう5年で時効ということになります。

委員 有村 隆志 君

同じ件ですけれども、今年決算で不納欠損について、どれくらいの金額が上がっておりますか。

収納課長 川崎 秀一郎君

22年度決算で、国保税の不能欠損額が約1億3,000万ほどです。

委員 新橋 実 君

例えば、1人暮らしで年金を300万円もらっている方が国保税はいくら払うことになりますか。すぐに分からなければ、それについては後でいいんですけれども、今年の11月末現在で352世帯、404人に先ほど言われました資格証明書が発行されているということでしたけれども、これが1年以上の滞納者ということですよ。そうなった場合、この滞納者の内訳と申しますか、7割、5割、2割という法定減免もあるわけですが、これとあと年齢別、世代別等の滞納者の割合とかその辺が分かっていますら伺います。

保険年金課長 小野 博生 君

資格者証を出している方の年齢別は把握しておりますので、ご報告させていただきます。11月末現在で443人の方の内訳でございます。まず高校生以下の方たちは、これはまず通常の保険証が出ます。(※後段で訂正あり) ですので、高校生以下の方たちが39名いらっしゃいまして、引きますと404の方がいらっしゃることです。高校生以下を含めてが443名ということで、世帯でいけばということでございます。18歳から20歳の方が6名、20歳から25歳の方が27名、25歳から30歳の方が37名、30歳から35歳の方が47名、35歳から40歳の方が28名、40歳から45歳の方が37名、45歳から50歳の方が39名、50歳から55歳の方が46名、55歳から60歳の方が61名、60歳から65歳の方が54名、65

歳から70歳の方が18名、70歳から75歳の方が4名でございます。それと先ほど高校生以下は通常と申しましたが、通常ではなくて1月末までのものを出します。その後また出しますので、2回出すという形になります。

委員 新橋 実 君

先ほど陳述人の方からお話を聞いたところ、名古屋市の場合は大体金額が300万くらいですか、これで年間20万くらいの支払いということで、約10%くらいと言われましたか、保険料を払っているということなんですけれども、霧島市の場合は18%を超える、20%近い保険料を払うということになっていることを言われたのですけれども、この差異は何だと思われませんか。

保険年金課長 小野 博生 君

基本的には国保制度というのは地域の医療費がどれくらいかかるかによって、その地域の保険料が決まってくると思います。あと税の方式、4方式、3方式、あるいは2方式をとっているところもございしますが、それによっても変わってくる場合等もございしますが、基本的には地域の医療の保険料がどれくらいかかっているかが違っているためだと考えております。

委員 新橋 実 君

今すぐには分からないと思いますけれども、名古屋市の場合の方式はどういうふうになっているかというのを、また示していただければと思います。

委員 前川原 正人 君

今、新橋委員のほうから404名の内訳について報告があったわけですが、大体20歳から65歳までのパーセンテージが大体49.5%なんです。だから404名中約半分は滞納をされている、それは様々な理由によるものというふうに思うんですけれども、例えばこういう人たちというのは、それこそちょうど働き盛りであって、そして家族も高校生だったりとか大学生だとか、そういう子育ての真っ最中の世代だと思うんです。ですからこういう人たちが、元気なうちはいいんですが、要は病気になったときに本当に安心して病院にかかることができ、ちゃんと回復ができ、ちゃんと復帰ができるのかという点ではですね、ちょっと疑問が残るわけですが、そういうときのための、例えば行政としてのバックアップと言うんですかね、それは国保に限らないわけですが、やはり安心安全という点では、やはりいつでもお金がなくても、お金がなくてもという言い方は失礼ですが、金がないと3割負担もできないわけですが、やはりそういう点から考えたときに、働き盛りの人たちが安心安全をしっかりと担保をするという点では、国民健康保険証の発行というのは、やはり無条件に、悪質というのをどこで引くかというのはなかなか難しいんですけれども、そういう点からもやはり検討すべきではないんでしょうか。いかがでしょうか。

保険年金課長 小野 博生 君

最初に部長のほうからも申し上げましたけれども、今回の資格者証でございますが、うちのほうで発行している目的というのが、やはり税の負担の公平性の観点からどうしても必要であるというふうに考えているところです。ただし運用面におきまして、ご相談をいただければ、どうしても必要な場合にはこちらのほうとしては短期証に切り替えることも可能でございます。ですので、ぜひそういう場合があればご相談いただければというふうに考えているところでございます。

委員 前川原 正人 君

それともう1点、どうしても合点がいかないのが、さっきの口述の中で相互扶助によりという言葉が頻繁に出てくるんですね。これは憲法で保障された25条の中で、すべて国民は健康で文化的な権利を有するんだということにもなっていますし、国民健康保険法の第1条では、ちゃんと社会保障制度なんだということもしっかりうたってあるわけですね。だからみんなで出し合ってというのはそれこそ何もお金がほかから来ないで、みんなで出し合ってということであればそうなんですけれども、現実の話、法律的に見ても、実際国が定めた社会保障ですので、社会保障とはどういうことなのかという、やはりお金のあるなしに関わらず、安心して病院にかかることができる制度なんだというふうに私たちは理解しているんですけれども、やはりそういう法の主旨から見た場合にも、100歩譲って、明らかに悪質だという人たちにはやはり、その悪質にもいろんな通りがありますけれども、やはり機械的にするのはではなくて、やはり法の主旨のとおり運用面できないのかですね、お聞きしておきたいと思えます。

保険年金課長 小野 博生 君

機械的と言われるところなんですが、機械的というのではなくて、やはりこれは収納課とも連携を取りながら常にやっている状況でございます。どうしてもいろいろ収納のほうでも回っていたりとか、直接お話をされたり状況を聞きます。これはちょっと難しいなという場合などは当然そのように資格者証ではなくて、まずは短期のほうで状況が分かればそういうふうになっているところがございます。それとあと、この法の主旨に基づいてということでございますが、この法の主旨自体がそもそも共済的な考え方に基づいているだろうと、先ほど申し上げましたように、地域の医療をみんなで支えていくというのが元々の法の主旨でございます。ですので、そうであれば全体的な国の制度として成り立ちますが、保険者が市町村であるということを考えれば、これは霧島市の医療は霧島市のほうで支えていくと、そのための保険はこういう形ですよというのが基本であるのかなと思っているところがございます。あとその滞納の方の悪質かどうかと部分もございましたが、こちらのほうからも、例えば文書もですけれども、いろいろ再三お願いはしているところがございますが、なかなか応じていただけないところがございますので、こちらとしてはそういうふうには悪質だと捉えざるを得ないというふうになっているところでございます。

委員 前川原 正人 君

今おっしゃるように、順番があるわけですよ。例えば課税をしますよね、そしてなかなか支払いに応じていただけないと、そして督促をしますよね、そして催告になりますよね。それからまだ次はずっと段階を踏んでいきますよね。その過程の中で文書配布だけではなくて、例えば来なさいと、行政のほうから来てくださいという要請文書を出しますよね。その場合でも来るのを行政側が待っているという理解ですか。それともいろんな努力をして役所の職員の皆さんも手分けをして、その世帯の中に入って話をさせていただきたいと、実はこれこれこういう状況なので何とかお願いできませんかという、そういうこともされているという理解でよろしいわけですか。どうなんでしょう。

保険年金課長 小野 博生 君

まず、私どもの関係でございますが、窓口がございます。そして収納課の場合は収納の通常の業務がございます。ですので、それ以外の中で今言われたような形で回るとなれば、ちょっと対応はできないのかなというふうに思っているところでございます。要は、私どもも窓口をおろそかにすることはできません。それで一応まず、いろいろこちらからものをお願いをしているところでございます。ですので、まずはお相談くださいというふうに常日頃言っているところがございます。どうしてもさらにできない場合等については、それは、その状況に応じて考えていくこともありますが、基本的には来ていただくことと思っているところでございます。

委員 前川原 正人 君

ちょっと私は言葉が足りなかったでした。要するに、来ていただくのが基本かもしれません。しかし先ほど最初に申し上げましたとおり、なかなか滞納があると役所というのは行きにくいんですよ。やはり敷居が高くなるんです。ですから旧1市6町の場合には、それなりの業務の範囲があつて人がいて、それが今霧島市になって、課税がありますよね、それから収納がありますよね、課税をするのは大体どここの誰々は収入がこれだけで所得がこれだけで、何人の人数がいて保険料がこれだけですよという発送をしますよね。それは課税で終わるわけです。しかし今度は収納となると、それを徴収率を上げるために収納課の人たちが手分けをして、文書を出したりとかいろんな法に基づいて様々な手立てをずっとやっていくと思うんです。私がお聞きしたいのは、文書だけで機械的じゃなくて、その本人の家に足を運んで、その実情把握というのはされているんですかということをお聞きしているんです。業務的には忙しいとは思いますが、そういう努力をされているのかということ。自分の足を運んで対話をして実情はこうなんだと、だからこういうことではお願いはできませんかという、そういう努力をされていますかということをお聞きしているんです。

収納課長 川崎 秀一郎君

今委員のお話を聞いていると、国保だけに限定をされていると思うんですけれども、滞納者が今1万4,000人いらっしゃいます。それをそういう形でしていたら税の収納業務というのは成り立っていきません。だから、今保険年金課長が言ったのと一緒なんですけれども、とにかく相談をしていただきたい。敷居が高くてどうしても来れないという場合は、電話を1本入れてください、電話は敷居は関係ないですから。そういうことですよ。委員はそう言われますけれども、9割は納めていらっしゃるんです。そういう方から苦情を言われることもあるんですよ。何でそんな人たちがばかりそん

なに手厚くするんだと。だからお金がないのに、交通手段がないのに、やっぱり来られるお年寄りの方もいらっしゃる。やはりそういうことを考えれば、我々としては納税者の公平感というのを保たないといけないです。ある一部分だけを手厚くすることはできないんです。そこだけは分かっていたと思います。だから相談してください。来ますので。どうしても来れないなら収納課のほうで行きますので。そうなれば納税相談という形になりますので、もうしっかり調べさせてもらわないといけないという形になります。それはもう役所に来られても我々が行っても一緒のことですので、そうしてもらえれば本当に助かります。

税務課長 満留 寛 君

先ほどの新橋委員の質疑についてお答え申し上げます。年金収入300万円で1人住まいの方でございますが、23万6,500円の保険税になるようでございます。

委員 池田 守 君

資格証明書の交付が今352世帯、404人、子どもを入れて443人ということでしたけれども、この数字を見て単身者が多いんだなという気がしたんですが、国保全体の世帯数と人数を言いますと大体1.7人くらいの世帯数のようですけども、そういうところは関係ないでしょうか、その収納に関して。

保険年金課長 小野 博生 君

それに関して詳しい分析はしていないところなんですけど、単身世帯だからどうこうというのは関係がないのかなと。以前収納課のほうで年齢別ではされたことがあるようでございますが、これがどうなのかとか、詳しい分析はまだ行ってないところです。

委員 新橋 実 君

先ほど滞納者の年齢別は聞いたんですけども、所得階層別ですね。これがもし分かりましたら、分からないときは後で資料でもらってもいいんですけども。

保険年金課長 小野 博生 君

今その資料がございませんので、分かりましたら後で資料をお渡ししたいと思います。

委員 有村 隆志 君

この口述の中に基金残高もほとんどなくというところがありますけれども、今どれくらいになっているか教えていただけますか。

保険年金課長 小野 博生 君

22年度末が95万9,000円でございます。19年度からの基金の残高を申し上げますと、19年度で3億2,321万5,000円、20年度で2億7,015万2,000円、21年度で86万2,000円、22年度が先ほど申し上げましたが95万9,000円でございます。

委員長 松元 深 君

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで陳情第21号の現状等に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時23分」

「再開 午前11時28分」

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第79号、牧園福祉給食センター、隼人老人給食センター及び福山老人給食センターの指定管理者の指定について、執行部の説明を求めます。

長寿・障害福祉課長 西 哲郎 君

議案第79号、指定管理者の指定につきまして、所管する長寿・障害福祉課がご説明いたします。霧島市牧園福祉給食センター、霧島市隼人老人給食センター及び霧島市福山老人給食センターの3施設は、現在、社会福祉法人霧島市社会福祉協議会を指定管理者として指定しています。この施設は、高齢者等の安否確認や栄養状態の維持・改善を目的とした本市の配食サービス事業の拠点となっていることから、引き続き、当該事業の委託先である社会福祉法人霧島市社会福祉協議会を指定管理者として直接指定することにより、効率的かつ効果的な施設の管理運営及び配食サービス事業の円滑な推進が図られると見込まれます。このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。なお、指定の期間については、これまでどおり3年間としたいと考えます。以上、ご

審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 松元 深 君

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

委 員 前川原 正人 君

議案第79号についてお聞きしておきたいと思います。この提案理由の中に引き続き当該事業の委託先である社会福祉法人霧島市社会福祉協議会を指定しますよということなんですけれども、これは私は初めて環境福祉常任委員会に所属をいたしまして、これは以前もやっていたという理解でよろしいわけですか。

長寿・障害福祉課長 西 哲郎 君

社会福祉協議会は、合併前のそれぞれの市町の段階から社会福祉協議会のほうで事業を実施しております。それを合併後、霧島市の一つの社会福祉協議会としてまとめて今霧島市社会福祉協議会のほうへ委託しているという形になっております。

委 員 前川原 正人 君

だから引き続きという表現になっているわけですね。それともう一つは、指定管理をするという大きな理由が、効率性とそしてここは収益性は関係ないと思うんですが、経費の節減という大きい柱があったと思うんですね。だから今までとそんなに変わらないと思うんですけれども、例えば、指定管理をする以上は、一つの目標値というのが、例えば最初指定管理をした時に、直営のときには100%で1,000万円かかったと、しかし指定管理をすることで95%に落として、5%分を経費節減をするんだというのが大きな目玉だったと思うんですね。最初の指定管理の運営をする際の大きな理由というのがですね。そういう点から見たときに、なかなか給食センターですので利潤を追求するところではないですけれども、利潤を追求するところではないけれども経費の削減という点では共通していると思うんです。その辺をどの程度の経費節減ということで、引き続きという部分があるんですけれども、やはりそういう大枠の目標値といいますか、いくらというのはなかなか難しいと思いますけれども、その辺の部分についてお示しいただければと思います。

長寿・障害福祉課長 西 哲郎 君

具体的に経費の削減という部分で試算はしておりませんが、例えば、この事業の本来の目的というのがご存じのとおり、在宅での高齢者の生活、そういった部分を支えていくんですよという部分。それで、見守り活動、それから安否確認、そういった意味でのウエイトを置いているわけです。したがって、社会福祉協議会としては社会福祉法人ということで、やはり公益性があるということで、その辺を一番前面に出していかないといけない部分じゃないかというふうに思います。経費につきましては、市のほうから今このセンターの指定管理もそうですけれども、そのほか配食車両ですね、そういった部分も貸与等もしているわけなんですけれども、費用も一律、一食につき610円を定めて、それに応じた利用者の所得による負担割合という形でさせていただいております。今委員からありましたように民間等の事業所もあって、いろいろ安いところもあるようですけれども、やはり、市としては先ほど申しましたように、社会福祉法人という公共的な立場と、それとやはりきちんと安否確認とか、そういう高齢者の安心につなげる、そういった部分を重点的に考えておりますので、あまり採算ベースという部分は特に問題視はしておりませんので、そういった認識でおります。

委 員 前川原 正人 君

もう1点は、要は、働いている人たちの労働条件がどうなるのかということも一つの見逃せない点だと思うんですが、今までと変化はしないということで理解をしてよろしいわけですね。現在の調理員の皆さん方の労働条件ですよね。それと、各牧園、隼人、福山ということで、大体どれくらい調理員さんがいらっしゃるのかですね。

長寿・障害福祉課長 西 哲郎 君

まず、冒頭の労働者の条件ということでございますけれども、これについては特に変化はないと私も認識しております。社会福祉協議会のほうが調理員等を雇ってやっている関係で、その分については市のほうは若干、承知する部分ではないというふうに考えております。それから2番目のそれぞれのセンターでの配食数ですね、まず隼人老人給食センターでございますが、22年度の実績でございますけれども、配食が実はすこやか配食サービス事業、これは一般会計で行っております。65歳以上の障害者を主にやっている部分です。それから介護保険特別会計でやっているのが配食サービス活

用事業という二つの事業がありまして、それぞれの事業ごとに分けているものですから、よろしいでしょうか。隼人の介護特会のほうが延べ4万6,751食、一般会計の障害の分が4,676食。牧園が介護特会が2万8,373食、一般会計が995食。福山が介護のほうが1万497食、一般会計が2,219食となっております。そして、実利用人数を申し上げますと、まず隼人のほうで介護特会が114名、一般会計が12名。牧園が介護特会が65名、一般会計が2名。それから福山が介護特会が27名、一般会計が5名という形になっております。調理員数につきましては、隼人が12名、配達員が12名、これは兼ねている場合もあります。それから牧園のほうで調理員が9名、配達員も9名。福山が調理員が4名、配達員4名ということでございます。

副委員長 田代 昇子 君

この給食サービスはどうでしょうか、年間的に言いましてやはり増えているのか、少なくなっているのか、今非常に民間が増加しているようですが、そこら辺の状況をお知らせください。

長寿・障害福祉課長 西 哲郎 君

平成20年度から21年度、22年度のサービス利用者の延べ人数と食数を申し上げます。介護特会のほうが20年度、利用者数が3,725名、12万6,610食です。21年度、利用者が3,840人、13万555食。22年度、利用者が4,028人、13万1,720食。これが介護特会の分です。一般会計のすこやか配食サービスのほうを申し上げます。このすこやか配食サービスのほうは実人数になっておりまして、ちょっと比較はできませんけれども、実人数と食数を申し上げます。20年度が32人、配食が1万2,679食。21年度、実人数が32名で変わらず、1万2,301食。22年度が31人、1万1,514食ということで、この数字から見ますと、すこやか配食については近年若干落ちてきている傾向にございますが、介護保険のほうは逆に伸びているということで、65歳以上の高齢者の方々の利用が増えてきているというふうに認識しております。

委員 新橋 実 君

先ほど提案理由の説明の中で、安否確認等も言われましたけれども、これで実際安否を、何かおかしいなということで病院に運ばれたり、いろんなそういう形で対応されたケースというのはあったのでしょうか。

長寿・障害福祉課長 西 哲郎 君

実はこの前センターのほうに尋ねまして、そこら辺の状況も尋ねてみましたところ、今のところはそういうケースはないと。ただ完食していらっしゃったり、残食が僅かであればほとんど心配いらないけれども、まったく食べていらっしゃらなかったり、あるいはちょっとしか食べていらっしゃらないようなケースもあって、そういった場合はその理由をご本人に極力聞くようにして、その状況をちゃんと記録を残しているということでございますので、生命とかそういった部分には直接今のところは関わっておりませんが、というのも、やはり、ほぼ1週間に何曜日か曜日を決めて配食を要望されているわけですが、そのペースで見守りはできているということで認識しております。

委員 新橋 実 君

この方々についてはほとんどが単身ということで理解してよろしいですか。

長寿・障害福祉課長 西 哲郎 君

この配食サービスの申請をされた場合、ケア会議の中で該当するべき人かという部分を審査いたしますけれども、やはりおおむね、5分以内に親族等がいる場合は却下されるケースがございますので、ほとんど単身の老人世帯か、あるいは老人のみの世帯で、そういった食についての管理がきちんできなような方については認定している状況です。したがって、今委員がおっしゃったようにほとんどそういう状況にある人ということでよろしいかと思えます。

委員長 松元 深 君

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、これで議案第79号に対する質疑を終わります。ここで暫く休憩します。

「休憩 午前11時46分」

「再開 午後1時00分」

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第73号、霧島市災害弔慰金の支給等に関する条例の

一部改正について、執行部の説明を求めます。

保健福祉部長 宮本 順子 君

議案第73号、霧島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。今回改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、平成23年3月11日以降に生じた災害に関して、災害弔慰金の支給対象となる遺族が追加されたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものでございます。詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

保健福祉政策課長 花堂 誠 君

それでは、議案第73号、霧島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての詳細につきまして、ご説明申し上げます。今回改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が、平成23年7月29日に公布、施行され、平成23年3月11日以降に生じた災害に関して、適用されることとなりましたが、同法第3条第1項におきまして、災害弔慰金の支給は条例の定めにより行うことができる旨規定されておりますことから、霧島市災害弔慰金の支給等に関する条例の所要の改正をしようとするものでございます。改正内容につきましては、従前の災害弔慰金の支給対象者であった「配偶者、子、父母、孫又は祖父母」に、当該支給対象者のいずれもが存しない場合、「死亡した者が死亡当時、同居又は生計を同じくしていた兄弟姉妹」が追加されたこととありますが、改正理由につきましては、東日本大震災の被害の甚大さ等に鑑み行われたことによるものであります。なお、施行期日につきましては、公布の日からとしておりますが、本年3月11日以降に生じた災害に関して、適用することとしております。以上、説明申し上げますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 松元 深 君

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

委員 前川原 正人 君

議案第73号についてですが、今回条例改正で、また子どもさんたちの枠が広がっていくということで、確認になりますけれども、これは法定相続というそういう位置づけという理解でよろしいわけですね。

保健福祉政策課長 花堂 誠 君

法定相続というものは別物というご理解でいただきたいと思います。法によりまして、配偶者、子、父母または祖父母がいずれもない場合に兄弟姉妹に支給するということです。結局東日本大震災でご存じのようにそういう方々がいらっしゃったと、多かったということから、そういう特例措置を設けられたということでご理解いただきたいと思います。

委員 前川原 正人 君

それと先ほど口述の中で、平成23年3月11日以降に生じた災害が適用になるということでしたけれども、それとあわせて消防団などの災害に対する見舞金も大幅にアップをされたんですね。条例を見てみると、障害者だったり、家屋の援護資金の第一の災害とかですね、そういうのまでが条例の中にはうたってはあるわけですが、こういう、あくまでも弔慰金ですので、ある意味では見舞金的な性格も持っていると思うんですけども、この弔慰金の金額のアップといえますか、値上げといえますか、その辺についての議論といえますか、検討というのはなかったのかお聞きしておきたいと思えます。

保健福祉政策課長 花堂 誠 君

この条例につきましては、国の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて定めているものでございますことから、今回は国の法律の金額の改正がなかったことを勘案いたしまして、条例においても金額については改正をしておりません。

委員 新橋 実 君

今回兄弟姉妹が追加されたということなんですけれども、例えば子どもさんが一人だけ残られた場合があるわけですが、そういった場合にそのお金をどういった形になるのかですね、その支給方法をお伺いします。

保健福祉政策課長 花堂 誠 君

子どもという定義が、例えば小中学生だということになるとは思いますが、その場合については特に

今回の改正については、国のほうからは何も言ってきておりませんので、その子どもさんたちに直接支給するのかどうか、そこはちょっと分からないところでございます。ケースが生じたら確認をしないといけないということになるかと思えます。

委員 新橋 実 君

条例でこれをされるわけですので、霧島市でもその辺をしっかりと対応を練らないといけないと思うんですけども、例えば小学生の低学年で学校に行っていて一人だけ残ったという可能性もあるわけですので、やはりそういう方に、子どもが通帳を持っているか持っていないか分かりませんが、誰も身内もいなくなるわけですので、そういうときにどういうふうな形で支給するかというのは、これは喫緊の課題だと、霧島市であったわけではないけれども、今後考えたときにそういうこともあると思いますので、対応もしていただきたいと思えます。

委員 池田 守 君

この金額と、過去の支給実績があったのかどうか、そこを教えてください。

保健福祉政策課長 花堂 誠 君

合併以後の支給は、今回のこの東日本大震災におきまして隼人町に住所を持っておられる方が、石巻市で亡くなられたというケースがありまして、1件支給をしております。金額は250万円です。

委員 有村 隆志 君

この制度は、説明がありましたとおり東日本大震災で生計維持者が亡くなったということが前提のものがあって、それが、今回兄弟と一緒に住んでいらっやって、その方が生計維持者であったと。そのときに兄弟の方にもらえる部分が少ないということで不公平感があるのではないかとということで国会で取り上げられてされた部分だと思うんですけども、市のほうにおいてもそういった規定が、どういったときにどうなるという規定はありますよね。その確認をお願いします。

保健福祉政策課長 花堂 誠 君

市の規定は、この災害弔慰金の支給に関するものについては、当該条例と条例施行規則になっております。それから、先ほどの池田委員の質問の金額につきましては、死亡時に生計を主として維持していた方が亡くなられた、いわゆる世帯主とかそういった方の場合が500万円。その他の方については250万円となっております。先ほど申し上げましたが、今まで対象になったのは今回大震災で生計を維持していた方以外の方でしたので、250万円ということです。

委員 前川原 正人 君

もう1点、確認で聞かせてください。今回の条例改正というのは、誰かが遺族という形で残った場合の支給ですけども、結局誰もいない場合はもう無支給ということになるんですね。

保健福祉政策課長 花堂 誠 君

法律、または条例に規定がされていない方については支給ができないということになります。

委員長 松元 深 君

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、これで議案第73号に対する質疑を終わります。次に、議案第76号、霧島市こども発達サポートセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

保健福祉部長 宮本 順子 君

議案第76号、霧島市こども発達サポートセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。今回条例は、一般的に出生数の約6%から10%と言われる「ことばの遅れ」「落ち着きがない」などの発達障害児等に関する支援のための拠点施設として、本市にこども発達サポートセンターを設置し、管理するために制定しようとするものであります。詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

保健福祉政策課長 花堂 誠 君

それでは、議案第76号について、ご説明申し上げます。始めに、今回の「霧島市こども発達サポートセンター」は、発達障害者支援法第2条に規定する発達障害児及びその疑いのある18歳未満の者の福祉の増進を図るために、「霧島市国分保健センター」併設の現在休診中であります「霧島市国分土曜休日夜間診療所」を廃止し、その廃止後の施設を利用して設置しようとするものであります。それでは、条例の概要につきまして、ご説明申し上げます。第1条は設置目的、第2条は名称を「霧島市

こども発達サポートセンター」とすること、位置を「霧島市国分土曜休日夜間診療所」のある霧島市国分中央三丁目2番27号とすることを規定しております。第3条はセンターで行う具体的な業務として、一つに発達障害等に関する相談及び知識の普及、二つに関係機関との連絡調整、三つに発達障害児等の診察及び検査を規定しております。第4条は利用できる者の範囲を、本市に住所を有する発達障害児等及びその家族等、その他市長が特に必要と認めた者として、第5条は開館時間を午前8時15分から午後5時までとすること、第6条は休館日をそれぞれ定めております。第7条はセンターにおいて医師等による診察若しくは検査等を行うこととしておりますことから、健康保険法又は霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例施行規則により算定した額をそれぞれ使用料又は手数料とすること、第8条はその納付時期について、第9条は損害賠償に関すること、第10条は施行に関する規則委任についてそれぞれ規定しております。なお、附則におきまして、本条例の施行を平成24年4月1日からとしておりますが、本条例の施行に合わせて、「霧島市国分土曜休日夜間診療所の設置及び管理に関する条例」を廃止する旨規定しております。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 松元 深 君

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

副委員長 田代 昇子 君

これを開設されるについては、毎日なのか特定の日だけなのか、そこら辺を聞かせていただきたいと思います。

保健福祉政策課長 花堂 誠 君

第5条におきまして、開館時間を午前8時15分から午後5時まで、それと、第6条におきまして、休館日は、土日、国民の祝日に関する法律、それといわゆる年末年始を規定しておりますことから、市役所の通常の開所時間ということでご理解いただければと思います。

副委員長 田代 昇子 君

そして、職員として待機していらっしゃる方々というのは、常時どれくらいいらっしゃる予定でございましょうか。

保健福祉政策課長 花堂 誠 君

現在相談を受けている人数等を勘案いたしまして、現在のところ5名で予定をしておりますが、5名のうち2名を正職員で、あとを臨時的職員でと考えております。

委員 有村 隆志 君

これはマスコミでも取り上げていただいた分でございますので、私も分かっているつもりではありますけれども、少し概要を、ここにありますように今までやってきたことの延長線上でこういうものができてきますので、少し詳しくご説明いただけますか。

保健福祉政策課長 花堂 誠 君

資料を準備しておりますので、お配りしてよろしいでしょうか。

委員長 松元 深 君

配付をお願いします。

[資料配付]

保健福祉部長 宮本 順子 君

私のほうから概要について資料を基にご説明いたします。こども発達サポートセンター計画についてということで、皆さまよくご存じだと思いますが、発達障害とは、以前、自閉症などと言われておりました時期がございました。アスペルガー症候群、その他の広汎性の発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものというふうに規定されております。経緯のほうをご説明申し上げますが、合併直後より健康増進課（保健センター）において、こどもの発達支援のための独自の事業、親子教室でありますとか、乳幼児の発達相談などに取り組んでまいりました。裏面をご覧いただきたいと思います。保健福祉部におけるこれまでの取り組みが表にしておりますが、合併前からそれぞれされていたことなんですけれども、平成17年度、合併の引き継ぎで親子教室、乳幼児育児相談、保育園等巡回相談等を健康増進課で実施しておりました。議会でも発達障害のことが取り上げられまして、どこかに窓口がほしいということで、平成19年度に長寿・障害福祉課に発達障害担当の保健師を配置しております。平成20

年度からは長寿・障害福祉課で、保健センターとは別に発達相談、発達講演会、そして主に発達障害と診断された方々に対する発達支援教室、それから発達障害に関する学習会をそれぞれしてまいりました。平成21年度からは発育発達相談、発育発達外来というのを健康増進課で始めております。これは外来ですので医療機関で行わなければなりませんので、医療センターのほうで月に1回発達外来を現在もしております。発達の相談はすこやか保健センターのほうで行っております。それから子育て支援推進室の設置ということで、児童に関する相談の対応というのが非常に多くなってまいりましたので、虐待・DV・不登校を含めまして、子育て支援推進室の相談員の増などを行っております。そのほか21年度に常勤の嘱託臨床心理士を雇用してありまして、子育て支援推進室同様、発達障害児の相談及び検査も行っております。このような流れを受けまして、非常に機能が充実してまいりましたことから、今まで健康増進課あるいは長寿・障害福祉課、あるいは児童福祉課あたりでやっていたものを一つにまとめようということで、部内の検討を経て今回のこども発達サポートセンターの設置というふうになったところです。実績についてはまたご覧ください。このセンターでどのようなことを行うのかということですが、一番下にございますように、まずは月1回の診察機能というのがございます。これは今医療センターで行っております月1回に加えまして、もう1回市のほうで診察機能を持ちますので、月2回の診察機能ということになります。それから臨床心理士、言語聴覚士などの専門職による相談とフォロー、それから長寿・障害福祉課で行ってありました講演会、学習会、そういうものも引き続き行います。そしてさらに学校のほうの相談を含めまして、関係機関等へのコーディネート、あるいは療育の機関とのコーディネートを行うことにしております。学校との連携では、今予定ではございますが、週に1回は学校の発達専門の先生にも来ていただいて、そこで相談に乗ってもらえるように今教育委員会と打ち合わせ中でございます。この場では療育ということはいたしません、療育になる一歩手前の療育へのつなぎということで発達支援の教室、親子教室等を今までどおりやっていくこととしております。以上、概要について説明を終わります。

委員長 松元 深 君

ここで委員長を交代します。

副委員長 田代 昇子 君

委員長を交代します。

委員 松元 深 君

第4条第1項にある発達障害児等とあるんですが、これは発達障害児及びその疑いのある18歳未満の者を指していると理解してよろしいのでしょうか。

保健福祉政策課長 花堂 誠 君

そのとおりでございます。

委員 松元 深 君

DV等への子どもの相談も受けられるのでしょうか。

保健福祉部長 宮本 順子 君

DVといいますのは配偶者等による暴力でございますが、DVを奥様にされるということは、子どもたちにもその影響等があるというようなことから、今現在子育て支援推進室で対応をしております。その子どもさんたちへの虐待につきましても、非常に発達障害を持つ子どもさんが虐待されるという事例が、やはり少し育てにくい子どもさんであるというようなことから、相当相談が多くなっておりますので、こういうものにつきましても、子育て支援推進室のほうに相談に行かれた方は、そこからサポートセンターのほうに、あるいはサポートセンターに発達障害で相談に来られた方が、家族関係の調整というようなことで子育て推進室のほうにという、両方の流れを含めて実施する予定です。

委員 松元 深 君

発達障害の認定事業は行わないのかお伺いしておきます。

保健福祉部長 宮本 順子 君

発達障害の認定ということですが、いわゆる「診断」ということになると思います。発達障害の診断は、今月1回医療センターのほうで行っておりますが、大体1日に診断ができるのが2名から3名程度ということになります。それで今回もう1日増やすことによって、月に5名から6名程度の診断が可能になるのではないかと考えております。そのほか療育手帳等の診断もございますので、そういう部分につきましても診療所ということでそれが可能になりますので、その向上を図る予定です。

ございます。

副委員長 田代 昇子 君

それでは委員長を交代します。

委員長 松元 深 君

委員長を交代します。ほかにありませんか。

委員 新橋 実 君

附則のところに、霧島市国分土曜休日夜間診療所の設置及び管理に関する条例の廃止となっているわけですが、これはもう今までされていなかったのでしょうか。

保健福祉部長 宮本 順子 君

国分土曜休日夜間診療所につきましては、現在は休診中でございます。平成18年の4月末で休診になっております。その後、平成18年6月1日から医療センターのほうで小児科と内科の夜間救急診療が始まっておりますので、休診をしたところでございます。今回、10月の初めに医療センターのほうで中央手術棟が開設された、その1階に救急センターが開設されております。その中にこの医療センターでの小児科、内科の夜間救急診療のための診察室が3部屋整備されたことから、今回土曜休日夜間診療所を廃止しようとするものでございます。

委員 前川原 正人 君

この76号の中で、先ほどとちょっと関連するんですが、その他市長が特に必要と認めた者ということで、原則本市に住所を有する発達障害児等及びその家族等ということによって、第2号の中で、その他市長が特に認めた者ということで、漠としている部分があるんですが、具体的には、例えばどういう事例などを想定していらっしゃるのかお聞きしておきたいと思っております。

保健福祉政策G主任主事 秋丸 健一郎 君

本年度の発達外来であった事例ですが、事前に予約診療をいたしますが、やはり待ちの期間がございまして、その間に転出をされた方がいらっしゃいました。例えばそのような事例を想定しております。

委員 前川原 正人 君

もう1点は、この使用料の部分で議案書の17ページになりますけれども、使用料の部分で、センターにおいて診療もしくは検査を受ける者、または診断書等の交付を受ける者は、使用料または手数料ということで、支払わなければならないということになりますけれども、これはどういう、この後段に書いてある保険法の適用によるということになりますけれども、大体いくら程度を想定をされているのでしょうか。3割負担というところが出てくると思うんですけれども、その辺についての内容をお示しいただければと思います。

保健福祉政策G主任主事 秋丸 健一郎 君

まず、診療報酬のお話です。現在の医師会医療センターでもやはりその健康保険に基づく3割負担でご負担をいただいております。診療報酬につきましては、主に初診料ですね、この部分が345点になります。これが6歳児未満の場合ですね。それと実際その診断をする行為自体をカウンセリング料という形で、小児特定疾患カウンセリング料、これが500点になりますので、合わせて845点の3割負担ですので、2,500円程度になるかと思っております。あと診断書の発行手数料がございまして、それも現在の医師会医療センターと同様の1,050円と考えております。

委員 前川原 正人 君

第8条の中で、その都度使用料は徴収しますよと、今おっしゃった健康保険法に基づく保険点数が基になって、その3割負担ということになるんでしょうが、この中で市長が認めた場合はこの限りではないというくりもあるわけですね。こういう文言になったというのは、それなりの、これまでの社会的な背景だったりその家族の状況だったり、いろんなことが想定をされるわけですが、例えば、例を示していただいて、市長が認めた場合はこの限りではないということは、支払わなくてもよいことも想定されているんですが、それについてはどうなのでしょう。すみません、第8条の納付時期についてでした。

保健福祉政策G主任主事 秋丸 健一郎 君

納付時期については、原則その場で現金をいただくということですが、持ち合わせがない等の場合について配慮するという旨になります。

委員 新橋 実 君

第9条の損害賠償ですけれども、利用者は故意または過失によりと書いてあるわけですが、施設、設備、器具等ですね、こういった事例がやはりこれまでもあったのでしょうか。それともこれはセンター等をつくる場合このような内容が入るのでしょうか。

保健福祉政策課長 花堂 誠 君

委員がおっしゃったとおり、一般的に施設等の設置及び管理に関する条例等の定めの場合、こういう損害賠償については規定されているということです。ただ、過去にその事例があったかどうかというのは、合併後は私が知る範囲ではございません。

委員 今吉 歳晴 君

未就学児の場合の診療報酬というのは、これはどうなるのでしょうか。

保健福祉政策G主任主事 秋丸 健一郎 君

これは初診料、再診料の場合に加算がつかます。6歳未満という形ですね。通常の我々のような成人の場合は初診料が270点なのですが、未就学児、6歳未満につきましては、さらに75点加算になります。先ほど申し上げた額は加算した額を申し上げた額になります。乳幼児医療費助成については対象になります。

委員 前川原 正人 君

今回こういう、こども発達サポートセンターということで条例を制定するわけですが、問題は周知をどうやるのかと、実際あったとしてもそんな施設があったのというのが、大体そういうパターンが多いと思うんですね。ですから市報等で流すことも当然ですが、例えば幼・小・中連携をするとかですね、そういう中での周知というのも必要だと思うんですが、その周知の方法というのは、やはり今後よく議論をしてから、どこにどういうふうに周知をしていくのか、せっかくだと施設をどう活用していくのかという点では今後やはり努力が求められると思うんですが、その辺についての考え方を示していただければと思います。

保健福祉部長 宮本 順子 君

今前川原委員がおっしゃいますように、広報等での周知につきましてはまた今後予定しているところでございます。ただ発達障害につきましては、大体診断がつかますのはほぼ小学校に行く前くらい、5歳、6歳、7歳、それ以降も考えられまして、周知したからといってすぐそれが分かるというものでもなくて、今現在すこやか保健センターのほうで3歳児健診をしております。1歳6か月児健診くらいからちょっと言葉の遅れが出たりとかというようなことで、今そういう健診をやっておりまして、そのときに経過観察になられた方は、もうすこやか保健センターのほうでずっと継続してフォローしております。ですからサポートセンターに来る方というのは、ある程度療育のルートに乗る前の方々ということになりますので、もう必然的に市のほうで、すこやか保健センターとか児童福祉課のほうで分かった方がルートに乗ってまいりますので、さほど、大々的にPRをする必要は特にはないのかなと考えているところです。ただ、やはり発達障害の方の中には知的障害を一緒に持っている方もございます。ですから知的障害の方のご相談も多分あるのではないかなというふうに思っておりますので、少しそういう部分では幅が広がる可能性があります。そういう場合も相談に応じて適切な相談機関に結び付けたいと考えているところです。

委員 有村 隆志 君

少しそれに関連しますけれども、なかなか言いづらいと、なかなか個人で認めたくない部分もありますので、そういったときにお電話での相談というのもできるようになっておりますか。

保健福祉部長 宮本 順子 君

もちろんでございます。そのために8時15分から17時まで、平日につきましてはずっと係員がおりますので、そこで様々な相談に応じていただく予定でございます。

委員 池田 守 君

専門医師による診断が今まで医療センターのほうで月1回予約制でやられたということで、3名くらいが限度だということで今回1日増やされるということですが、この場合もやはり予約制でされるのか、それと、医師はその1日常駐していらっしゃるのか、それから今まで3名くらいが限度だったということで、それが受けられない方々、その利用状況がどうだったのか教えてください。

保健福祉部長 宮本 順子 君

診断につきましては、実質また予約制を予定しております。東京のほうにいらっしゃる先生なんですけれども、月1回しかお見えになりませんので、半日を予定しております。大体1時くらいから夕方18時くらいまではしていただけるのではないかなと思うのですが、時間的にもちょっと短いですが、そのように思っているところです。今までは鹿児島市の中央児童相談所、こども療育センターのほうに診断のほうは行っておりました。ですから診断につきましても半年待ちというような状況が続いておりました。本市におきましても、やはり月に1回では3か月待ちの状況でございます。ですからもう1回増やすことによりまして、それが1か月待ちか2か月待ち程度に収まるのではないかなと思っております。

委員長 松元 深 君

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようなので、これで議案第76号に対する質疑を終わります。次に、議案第79号、指定管理者の指定について、隼人老人給食センターの現地調査を行います。ここで暫く休憩します。

「休憩 午後1時40分」

「再開 午後2時56分」

休憩前に引き続き会議を開きます。これより自由討議に入ります。まず、議案第73号、霧島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、何かご意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようなので、次に、議案第76号、霧島市こども発達サポートセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、何かご意見はありませんか。

副委員長 田代 昇子 君

こども発達サポートセンターの設置及び管理に関する条例の制定については、私はこのように時代の流れとして虐待も多いことだし、それも対応できるような制度だと理解しましたので、ぜひ前向きに賛成したいと思います。

委員 前川原 正人 君

田代委員の意見に賛成であります。ただ問題は、例えば使用料等につきまして、6歳未満で初診料が345点で、カウンセリング料500点ということで845点、金額にして約2,500円ということなんです。例えば、これはあくまでも健康保険の法律に基づく使用料金ということなるわけですが、やはり家庭内の暴力等があった場合に、例えばご主人がDVを働く、暴力的な家庭だということなどが合った場合に、今度はお金の心配というのがやはり出てくると思うんですね。ですからこういう部分ももっと使いやすいという言い方はあまりにも極端な言い方ですけども、本当に困った人たちがすぐにかかけ込めたりとか、そういう意味でのセーフティネットと言うんですかね、本当に困ったときにはあそこに行けばいいよというような、そういう形づくりをやっていただきたいというのが意見です。でするので、何ら異論はないです。

委員長 松元 深 君

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

次に、議案第79号、指定管理者の指定について、何かご意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

次に、陳情第21号、「すべての国保加入者に保険証を交付することを求める」陳情書について、何かご意見はありませんか。

委員 前川原 正人 君

これは自由討議ということですので、陳情第21号、「すべての国保加入者に保険証を交付することを求める」陳情書についてでございますが、先ほどの担当所管部等のやり取り、議論の中で明らかになったわけですけども、この趣旨というのは陳情書の中にもありますように、とにかくすべての国保加入者に保険証を交付することを求められているわけですけども、まずは先ほどの議論の中で、納税者という点でいくと、国保税の納税者だけが納税者ではないですけども、固定資産税だったり、市県民税だったりとか、その上での様々な税金があるわけですが、全体では1万4,000人ほどの納税者がいらっしゃると。その部分についてはなかなか行政のほうでは掌握ができないというのがあると

ということも明らかになりました。ただ問題は、例えば国保税だけの問題で絞っていきますと、404名ということで先ほどありましたけれども、404人の人に資格証明書をということで発行されているわけですが、世帯数でいくと352世帯ということですので、まずはこの352世帯のほうから実態把握をするというのがやはり必要ではないのかなと思います。それと、やはり先ほどの議論の中でも明らかになりましたけれども、病院に行くためには、まず金がないといけないわけで、しかし国民皆保険という点からいくと、本当の意味での悪質滞納者という部分を除けば、様々な要因、原因でリストラに遭ったりとか、払いたくても払えないんだと、払わないんじゃないかと払えないんだという方たちがたくさんいらっしゃると思うんですね。そういうことから考えてみると、やはり保険証がなければ資格証明書、その経過もありますが、今度は資格証明書だけで病院に行くと10割負担と、その悪循環に陥る可能性も十分ありますので、今回のこの陳情第21号につきましては、とりあえず意見としまして、352世帯の皆さんの実情を把握していただくということがまず第一だと思います。その上で、今回の国保の関係の加入者に保険証を交付するということが、国民皆保険という点からもそうですが、やはり国が定めた社会保障という位置づけから考えますときに、この陳情趣旨というのは十分理解できるものではないかということで、採択をお願いしたいということを申し述べたいと思います。

委員 今吉 歳晴 君

保険者の霧島市としては、福祉の充実、あるいは社会保障の充実ということを常に求められるわけでありますから、国県の補助金、あるいは支払基金からの交付金等あるわけですが、やはりこの保険料については、適正な保険料を徴収することが私は一番大事なことではないかと思えます。それからまた、この資格証明書の問題につきましても、窓口ではいろんな対応をされるわけですから、その辺のところを対応していただければ短期の保険証への切り替え等もできるわけですから、まずはその辺の関係機関の窓口を十分利用してこのことに対応していただきたいと思えます。

副委員長 田代 昇子 君

この352世帯の未納者の方々への対応については、前川原委員がおっしゃったように対処すべきだと思いますし、だけれども、やはり今おっしゃったように、もう少し納税するような努力というのがあってもいいのかなと、そのように感じております。やはり今危機的状況にありますので、ぜひそこら辺も努力していただきたいと、そのような思いで聞かせていただきました。

委員長 松元 深 君

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようなので、これで自由討議を打ち切りたいと思えます。ただいまから、議案処理に入ります。まず、議案第73号、霧島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第73号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

ご異議なしと認めます。したがって、議案第73号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第76号、霧島市子ども発達サポートセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第76号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

ご異議なしと認めます。したがって、議案第76号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第79号、牧園福祉給食センター、隼人老人給食センター及び福山老人給食センターの指定管理者の指定について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第79号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

ご異議なしと認めます。したがって、議案第79号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳情第21号、「すべての国保加入者に保険証を交付することを求める」陳情書について、討論に入ります。討論はありませんか。

委員 前川原 正人 君

私は、陳情第21号、「すべての国保加入者に保険証を交付することを求める」陳情書に対し、賛成の立場から討論に参加をするものであります。先ほどの自由討議の部分と重複する部分があるんですが、やはり本当の意味での納税という点から見ますと、納税をする義務があります。それと同時に権利というのでも発生すると思っておりますが、しかし、今のこの経済情勢を見てみますと、本当に働きたくても働けない、働いたとしてもリストラが待っている、時給も少ないという不安定な状況の中で、体の調子が悪くなると病院に頼らざるを得ないと、そういう中で、今日陳述人の中からもありましたけれども、都会から帰ってきたと、しかし働くところがないと、税金なんかは後回しになってしまうということで、今の実情というのがよく理解できるものもございました。この陳情書にありますように、やはりすべての国保加入者に保険証を交付することは当然だし、そして支払い可能な金額にやはり行政としても探究といえますか、研究を重ねていくことも必要だと思っております。その証拠に行政の執行部側からは、そのことが要因とは言えないけれども、若干の1億4,000万円程度の国保税の値下げのための一般会計からの繰り入れを行ってきたという経過もあって、徴収率もここに資料があるわけですが、若干は上向いているというのも、数字でしか見えませんが、そういう数値も示しているようでございます。ですので、やはり払いやすい金額、保険料というのが、じゃあいくらかいいのかというのはなかなか難しい部分ではありますけれども、本当の意味での悪質滞納者以外は、払いたくても払えない、払わないんじゃないかと払えない方たちに対しては、国民皆保険という点から見ても、国保の加入者に保険証をやはり発行すべきであろうということだと私は思っております。ですので、今回の陳情第21号につきましては採択をして、その委員長の前テーブルにございますように、4,338人の思いが込められた陳情署名の重みからしても、やはりすべての国保加入者に保険証を交付することと、支払い可能な金額というのを探究すべきであるとの立場から採択すべきということを述べまして、賛成の討論といたします。

委員 新橋 実 君

私は反対の立場で参加したいと思っております。今霧島市では法定減免等も充実して、自動的に法定減免されるようになっております。また1年以上の滞納者に対しては資格証明書を発行しておりますけれども、払えない方においては行政側としっかりと打ち合わせができてきているような体制もできておりますので、どうしても払えない方は、しっかりと執行部側と話をされて短期保険証等の発行もされるということですので、そういう形で対応できるのではないかと考えております。

委員長 松元 深 君

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。陳情第21号について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者1名、賛成少数と認めます。したがって、陳情第21号については、不採択とすべきものと決定しました。

次に、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

委員 新橋 実 君

今回、こども発達サポートセンターができるということで、これまで予約制で月1回行っていたものが2回になるということで、こういったサポートを受ける方が、これまで3か月から半年くらい待っていたものが、1、2か月でできるというようなことも言われておりました。これをぜひとも充実させていただきたいと思っております。

委員 前川原 正人 君

陳情第21号の件ですが、ぜひ先ほども申しあげました352世帯、404人というこの部分は、やはり検証ができるんじゃないかなと思います。ですので陳情書は結論を得たわけですがけれども、やはり今後の課題として、行政としてこの352世帯の部分についてはちゃんと精査をすべきであろうというふうなことを付け加えていただきたいと思います。

委員長 松元 深 君

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それではお諮りします。委員長報告については、委員長にご一任いただけますでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、そのようにいたします。次に、会次第の3、その他です。閉会中の所管事務調査については項目を「生活環境行政について」及び「保健福祉行政について」とし、提出しておくこととよろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

ほかに何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

なければ以上で本日の日程はすべて終了しました。したがって、環境福祉常任委員会を閉会します。ご苦勞様でございました。

「閉会 午後3時18分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委員長 松元 深